

令和3年第2回大山町教育委員会

招集年月日 令和3年2月25日(木) 午後1時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	向陽寛孝	2番	池嶋順子	3番	朮山洋美
4番	湊谷紀子				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言(午後 時 分)

2. 議事日程の報告

日程第1 会議時間の決定
自午後 時 分 至午後 時 分

日程第2 教育長報告並びに連絡事項

日程第3 議案第1号 大山町病児・病後児保育事業実施要綱について

日程第4 議案第2号 令和3年度準要保護児童生徒の認定について(新入学)

日程第5 議案第3号 指定学校の変更について

日程第6 議案第4号 区域外就学について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和3年3月 日() 午 時 分

5. 閉会宣言(午後 時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
2 月 1 日	月	中山中学校地区進出学習会閉講式
3 日	水	六長合同会議
4 日	木	名和中学校地区進出学習会閉講式
9 日	火	西伯郡教育長会
10 日	水	大山中学校地区進出学習会閉校式
15 日	月	第2回教職員人事教育長ヒアリング
17 日	水	要対協代表者会議
18 日	木	大山カレッジ講師、管理職会
25 日	木	定例教育委員会

今 後 の 予 定

26 日	金	全員協議会、大山町議会3月定例会(報告・提案説明、補正予算の質疑・討論・採決)
3 月 1 日	月	大山町障害者計画策定委員会
2 日	火	大山町議会3月定例会(全議案の質疑)
6 日	土	教職員人事異動最終折衝、教育長内示(白兔会館～7日)
9 日	火	臨時教育委員会(非公開:人事関係)

議案第1号

大山町病児・病後児保育事業実施要綱について

大山町病児・病後児保育事業実施要綱を次のように定める。

令和3年2月25日

大山町教育委員会

教育長 鷲見寛幸

大山町病児・病後児保育事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、病気にかかった児童を病院、保育所等において一時的に保育を行うことにより、保護者の子育て及び就労の両立を支援するとともに、安心して子育てができる環境を整備することで児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「病気」とは、感冒、消化不良症(多症候性下痢)その他の児童が日常的にかかる疾病、麻しん、水痘、風しんその他の感染性疾患、ぜん息その他の慢性疾患、熱傷その他の外傷性疾患等をいう。

(事業内容)

第3条 保護者が就労等の理由により家庭において保育を行うことが困難な場合において、病気にかかった児童を病院、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育を行う。

(事業の種別)

第4条 事業の種別は、次に掲げる事業とする。

- (1) 病児保育事業
- (2) 病後児保育事業

第2章 病児保育事業

(対象児童)

第5条 病児保育事業(以下この章において「事業」という。)の対象となる児童は、大山町内に住所を有する生後6週から小学校6年生までの児童で、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 当面症状の急変が認められないものの、病気の回復期には至っていないことから、通常の集団保育又は出席が困難で、かつ、保護者が就労等の理由により家庭において保育を行うことが困難な児童

(2) 病気の回復期であって、集団保育又は出席が困難で、かつ、保護者が就労等の理由により家庭において保育を行うことが困難な児童

(事業の実施)

第6条 事業は、事業の実施に関して適切な処遇が確保される施設(以下この章において「実施施設」という。)に委託して行うものとする。

(実施日及び実施時間)

第7条 事業を実施する日及び時間は、実施施設が定める日及び時間とする。

(利用の登録)

第8条 事業の利用を希望する保護者は、あらかじめ大山町病児保育登録・利用申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。この場合において、実施施設は、当該保護者の依頼を受けて、当該登録申請書の提出を代わって行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、前項の登録申請書を提出していない保護者が緊急に事業の利用を希望する場合にあっては、次条に規定する利用申請書の提出をもって当該登録申請書の提出に代えることができる。

(利用の申請)

第9条 事業を利用しようとする保護者は、大山町病児保育登録・利用申請書に、実施施設の医師による病児保育に係る意見書(様式第2号)を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、実施施設は、当該保護者の依頼を受けて、当該利用申請書の提出を代わって行うことができる。

(利用の決定)

第10条 町長は、前条の規定による利用の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、事業の利用を適当と認めるときは、大山町病児保育利用決定通知書(様式第3号)により当該申請をした保護者に通知するものとする。

(費用の負担)

第11条 事業を利用した保護者は、事業の実施に要する費用として、別表1左欄に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を実施施設に納付しなければならない。

第3章 病後児保育事業

(対象児童)

第12条 病後児保育事業(以下この章において「事業」という。)の対象となる児童は、大山町内に住所を有する生後6か月から小学校就学前までの児童で、次の各号全てに該当する児童とする。

(1) 病気の回復期であって、集団保育又は出席が困難で、かつ、保護者が就労等の理由により家庭において保育を行うことが困難な児童

(2) 園医又はかかりつけの医師が、病後児保育を適当と認めた児童

(事業の実施)

第 13 条 事業は、次に掲げる施設の専用スペースにて行うものとする。

- (1) 中山みどりの森保育園
- (2) 名和さくらの丘保育園
- (3) 大山きゃらぼく保育園

(実施日及び実施時間)

第 14 条 事業を実施する日は、毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日を除くものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

2 事業を実施する時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(利用の申請)

第 15 条 事業を利用しようとする保護者は、大山町病後児保育利用申請書(様式第 4 号)を町長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第 16 条 町長は、前条の規定による利用の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、事業の利用を適当と認めたときは、大山町病後児保育利用決定通知書(様式第 3 号)により当該申請をした保護者に通知するものとする。

(費用の負担)

第 17 条 事業を利用した保護者は、事業の実施に要する費用として、別表 2 左欄に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を大山町に納付しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 11 条関係)

世帯の区分	負担額
生活保護世帯	児童 1 人につき、1 日当たり 0 円
生活保護世帯以外の世帯	児童 1 人につき、1 日当たり 2,500 円 ただし、実施施設が定める実施時間が 5 時間未満の実施日に利用した場合は、1,500 円

別表 2 (第 17 条関係)

世帯の区分	負担額
生活保護世帯	児童 1 人につき、1 日当たり 0 円
生活保護世帯以外の世帯	児童 1 人につき、1 日当たり 2,000 円

様式第1号(第8条及び第9条関係)

大山町病児保育(登録・利用)申請書

年 月 日

大山町長 様

申請者 住 所

電話番号

氏 名

次のとおり病児保育に登録
を利用 したいので、申請します。

児童氏名		生年月日	年 月 日(歳)
病児保育を希望する期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
病児保育を必要とする理由			
※ 以下の欄は、登録申請書を提出していない場合に記入してください。			
保 護 者 等	氏 名	続柄	勤務先及び電話番号
生活保護適用	有 ・ 無		

※ 利用の対象となる疾病の範囲は、感冒、消化不良症(多症候性下痢)その他の児童が日常的にかかる疾病、麻しん、水痘、風しんその他の感染性疾患、ぜん息その他の慢性疾患、熱傷その他の外傷性疾患等をいう。

様式第2号(第9条関係)

病児保育に係る意見書

年 月 日

大山町長 様

医療機関名
所在地
医師名

年 月 日付けで病児保育の利用申請を行う児童については、下記のとおりです。

児童氏名		生年月日	年 月 日
病児保育実施の可否		可 ・ 否	
主な症状			
利用施設名			

年 月 日

様

大山町長

印

大山町(病児・病後児)保育利用決定通知書

年 月 日付けで申請のありました(病児・病後児)保育の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

児 童 氏 名		生年月日	年 月 日(歳)
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
利 用 施 設 名			
利 用 負 担 額	一日あたり 円		
備 考			

大山町病後児保育利用申請書

年 月 日

大山町長 様

申請者 住 所
電話番号
氏 名

次のとおり病後児保育を利用したいので、申請します。

児 童 氏 名		生年月日	年 月 日(歳)
利 用 施 設 名			
診 断 名			
医 療 機 関 名 (または、医師名)	電話番号		
診 断 日	年 月 日		
病後児保育が可能 と判断された日	年 月 日		
利 用 期 間	年 月 日 ~	年 月 日	
主 な 症 状 (登所前の様子)			
病 後 児 保 育 中 の 連 絡 先	①	続柄()	電話番号
	②	続柄()	電話番号
生 活 保 護 適 用	有 ・ 無		

下記のとおり投薬をお願いします。

投 薬 期 間	年 月 日 ~	年 月 日
投薬時間および 投 薬 回 数	午前 時頃 昼食後 午後 時頃	回